

(省エネ適合性判定) 【計画書等の記載方法】

九州住宅保証のホームページ 建築物エネルギー消費性能適合性判定のページ
<http://www.kjhc.co.jp/shoenetekihan.html>



建物づくりに信頼と安心をお届けします
九州住宅保証株式会社
 九州電力グループ

[リクルート](#)・[交通アクセス](#)・[サイトマップ](#)・[プライバシーポリシー](#)

トップページ

会社概要

サービスのご案内

お問い合わせ・連絡先

サービスのご案内
**建築物エネルギー
 消費性能適合性判定**

申請書・約款等ダウンロード

「建築物エネルギー消費性能適合性判定」業務のご案内

平成29年4月1日から「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」の規制措置により、特定建築行為※1を行う建築主は当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させること、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられました。これらは建築基準関係規定とみなされ、確認済証の交付の際に建築物エネルギー消費性能の適合判定通知書が必要となります。
 当社は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行い、特定建築行為を行う建築主に対し建築物エネルギー消費性能の適合判定通知書を交付する下記業務を行います。

(6) 申請書ダウンロード

【計画書等の書類】

書類名	作成ソフト
申請予約票(運用別記第1号様式)	Excel
申込書(運用別記第2号様式)	Excel
計画書(様式第一)	Word
計画通知書(様式第十一) (国・県・市町村の計画通知の場合) ※第二面から第七面は計画書(様式第一)を使用します。	Word
設計内容説明書(運用別記第3号様式)	Excel
計算書表紙(運用別記第14号様式)	Word
計画書等の記載方法	PDF

必要書類をこちらから
 ダウンロードくださいませ
 ※委任状は次項に記載

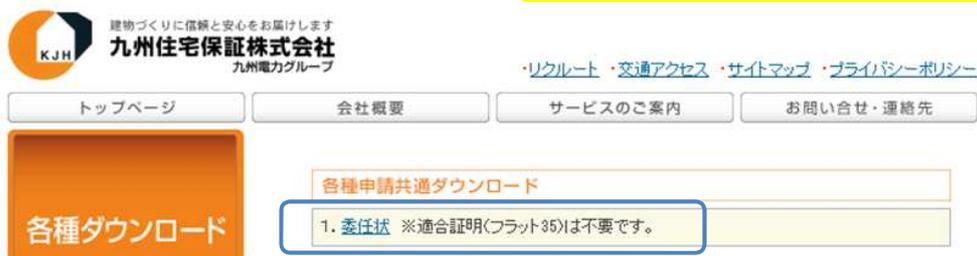


委任状の作成について

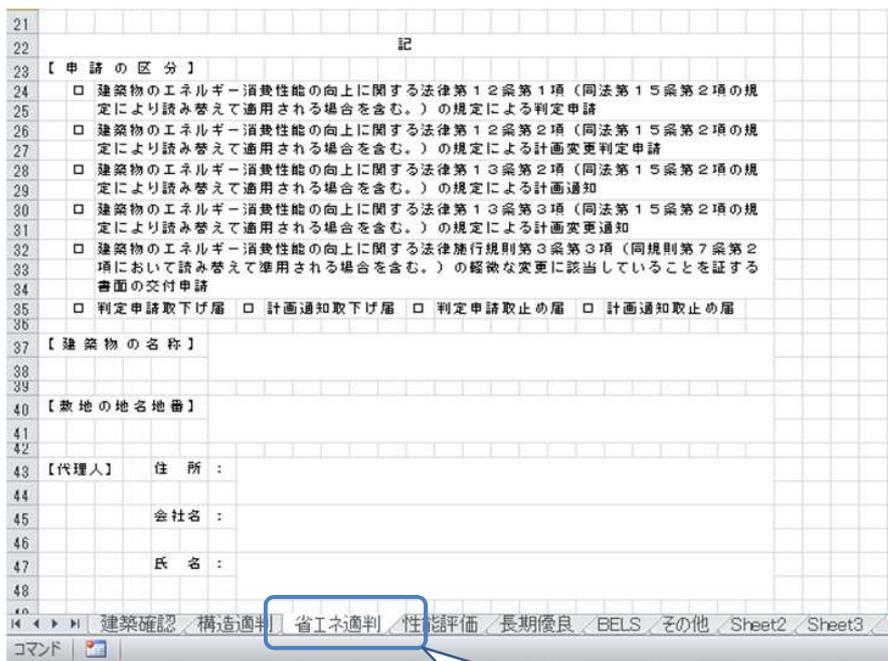
委任状は弊社ホームページの以下のURLより、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.kjhc.co.jp/download.html>

押印不要の委任状について記載しています



弊社ホームページの「各種ダウンロード」画面の上段より「委任状」を押下してください。



委任状 (Excelファイル) を開いて、「省エネ適判」のシートより委任状を作成してください

省エネ適合性判定 申込書

申込当日に手書きで記入していただきます

申込日: 令和 年 月 日

(太枠内についてご記入下さい)

* 省エネ適合性判定について下記物件の申し込みを依頼いたします

省エネ適判申請の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 判定申請 <input type="checkbox"/> 計画通知 <input type="checkbox"/> 計画変更判定申請 <input type="checkbox"/> 計画変更通知 <input type="checkbox"/> 軽微変更該当証明申請		
確認申請提出機関	<input checked="" type="checkbox"/> 九州住宅保証 <input type="checkbox"/> その他機関 (機関名)		
確認申請の状況	<input type="checkbox"/> 申請前 <input checked="" type="checkbox"/> 事前申請中 <input type="checkbox"/> 本申請中 ※省適受付時の状況を記載願います。		
物件名称	〇〇ビル		
申請者(建築主)	〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
申込担当者(代理者・設計者)	会社名		フリガナ
	所属・役職		氏名 様
	住所	〒	TEL
			FAX
	E-mail		
申請代理の直接のご担当者さまをご記入ください。ご申請に関するご連絡先となります。			
指摘事項対応者 <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ	会社名		フリガナ
	所属・役職		氏名 様
	住所	〒	TEL
			FAX
	E-mail		
※指摘事項の送付先を記入→ 申込担当者様以外で質疑対応される方がいらっしゃれば記載してください。			
引受承諾書送付先(手数料請求先) <input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ	会社名		フリガナ
	所属・役職		氏名 様
	住所	〒	TEL
			FAX
	請求書の宛名		請求書の宛名が申請者の会社名以外の場合、記載してください。 →左欄に宛名の記載がない場合は、請求書の宛名は申請者の会社名となります。
通知書等の受取 ※1	<input type="checkbox"/> 窓口にて受取 <input type="checkbox"/> 下記郵送希望先へ郵送 →KJH確認申請の場合は、確認申請図書と合わせて返却します。		
* 通知書等の郵送希望先	<input type="checkbox"/> 申込担当者宛 <input type="checkbox"/> 引受承諾書送付先 <input type="checkbox"/> 左記以外(下欄の送付先)		
	会社名		フリガナ
	住所		氏名 様
		TEL	
ご希望の通知書配送方法を記載してください。			

※1 適合判定通知書等の交付にあたり、手数料のお振込み状況を確認させていただきますので、ご留意願います。

◆ KJH記入欄

新築・増築・改築	用途	計算方法	既存有無	1.2有無	既存面積	床面積 ※既存にデフォルト値を使うは既存は除く	手数料(税込)	令和 年 月 日
	A / B / C				m ²	m ²	円	受付番号
	A / B / C						円	
	A / B / C						円	手数料合計(税込)
	A / B / C				m ²	m ²	円	
	A / B / C				m ²	m ²	円	

こちらはKJH記載欄です。

※ 見積りの省エネ適合性判定手数料はご依頼された情報により算定しております。正式受付時において変更になる場合もございます。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

備考 (委託手数料)

省エネ適判申請図書チェックリスト

※ 申込書、計画書、省エネ計算書以外の添付図書は作成した建築士の責任を明確化するため、記名を行うこと
 ※ 住宅部分300㎡以上がある場合は、正本、副本、正本の写しの3部とし、それぞれ住宅部分を分けて添付図書を作成すること

下記の順番で計画書を作成

- 申込書
- 委任状 ※ 押印は必要（コピーも可）
- 計画書（第一面～第七面）

（建築物のエネルギー消費性能に関する図書）（ ）は明示すべき事項

- 機器表
 - ・ 空気調和設備
(熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数)
 - ・ 空気講和設備以外の機械換気設備
(給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数)
 - ・ 照明設備
(照明設備の種類、仕様及び数)
 - ・ 給湯設備
(給湯器の種類、仕様及び数)
(太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数)
(節湯器具の種類及び数)
 - ・ 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
(空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数)
- 仕様書
 - ・ 昇降機
(昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法)
- 系統図
 - ・ 空気調和設備
(空気調和設備の位置及び連結先)
 - ・ 空気調和設備以外の機械換気設備
(空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先)

（建築物の構造等に関する図書）（ ）は明示すべき事項

- 設計内容説明書
(建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ法第11項に掲げる基準に適合するものであることの説明)
- 各種計算書等（計算書表紙を添付：九州住宅保証DLページ）
(建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容)
- 付近見取図
(方位、道路及び目標となる地物)
- 配置図
(縮尺、方位)
(敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別)
(空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保設備の位置)
- 仕様書（仕上げ表を含む。）
(部材の種類及び寸法)
(エネルギー消費性能確保設備の位置)
- 各階平面図
(縮尺、方位)
(間取り、各室の名称、用途及び壁の位置及び種類)
(開口部の位置及び構造)
(エネルギー消費性能確保設備の位置)
- 床面積求積図、敷地求積図
(床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式)
- 用途別床面積表
(用途別の床面積)
- 立面図
(縮尺、外壁及び開口部の位置)
(エネルギー消費性能確保設備の位置)
- 断面図又は矩計図
(縮尺、建築物の高さ)
(外壁及び屋根の構造)
(軒の高さ並びに軒及びひさしの出)
(小屋裏の構造)
(各階の天井の高さ及び構造)
(床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造)
- 各部詳細図
(縮尺)
(外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法)
- 建具配置図、建具表
(建具配置、建具仕様・寸法)

申請図書のチェックをお願いします。

- 各階平面図
 - ・ 空気調和設備
(縮尺、空気調和設備の有効範囲、熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置)
 - ・ 空気調和設備以外の機械換気設備
(縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置)
 - ・ 照明設備
(縮尺、照明設備の位置)
 - ・ 給湯設備
(縮尺、給湯設備の位置)
 - ・ 昇降機
(縮尺、位置)
 - ・ 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
(縮尺、位置)
- 制御図
 - ・ 空気調和設備
(空気調和設備の制御方法)
 - ・ 空気調和設備以外の機械換気設備
(空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法)
 - ・ 照明設備
(照明設備の制御方法)
 - ・ 給湯設備
(給湯設備の制御方法)
 - ・ 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備
(空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法)

・「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」とは、空気調和設備等以外の建築設備で、エネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいい、基準省令第2条に規定する「エネルギー利用率化設備」と同義である。
 (例：太陽光発電設備、コージェネレーション設備)

・「エネルギー消費性能確保設備」とは、空気講和設備等（空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機をいう。）及び上記、空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいう。

委任状

令和 年 月 日

九州住宅保証株式会社
代表取締役 吉田 勲 様

建築主 住所

氏名

押印は不要。下段の注意書きをご確認ください。

九州住宅保証の書式の委任状で提出願います。

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は下記の者を代理人と定め、下記の建築物省エネ適合性判定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の規定に基づく手続き（交付される文書の受領を含む。）に関する一切の権限を委任します。

なお、建築基準法第6条の2の規定に基づく確認及び同法第7条の2の規定に基づく完了検査を九州住宅保証株式会社へ申請する場合、同社が指定確認検査機関業務において適合判定通知書の写し及び適合性判定を受けた図書を利用することにあらかじめ同意します。

【申請の区分】

「判定申請」、「計画変更」、「軽微な変更」のチェックし、まとめて作成することも可能です

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による判定申請
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による計画変更判定申請
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による計画変更判定申請
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による計画変更判定申請
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第3項（同規則第7条第2項において読み替えて準用される場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請

確認申請が「計画通知」の場合はこちらにチェック。

判定申請取下げ届 計画通知取下げ届 判定申請取止め届 計画通知取止め届

【建築物の名称】

【敷地の地名地番】

【代理人】 住所：

会社名：

氏名：

確認申請と一致する必要があります。誤字や不整合がないようご注意ください。

（注意）

- 本委任状は、必ず委任者（建築主）本人の意思に基づいて作成してください。
- 本委任状の記載事項に関して、委任先（代理人）及び委任者（建築主）の間で生じたトラブルについて、弊社はその責を負いませんので、ご了承ください。

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

計画書

申請時に手書きで
記入していただきます

年 月 日

九州住宅保証株式会社 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

福岡県福岡市南区
大橋〇ー〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇

設計者氏名

☆☆設計事務所
☆☆☆☆

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

【建築主等に関する事項】

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 □□□□□ □□□□ □□□ 【ロ. 氏名】 □□株式会社 代表取締役 □ 【ハ. 郵便番号】 〒815-0033 【ニ. 住所】 福岡県福岡市南区大橋□-□ 【ホ. 電話番号】 092-111-1111	確認申請と一致しているかチェックします。誤字や不整合がないようご注意ください。
【2. 代理者】 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 222222号 【ロ. 氏名】 ☆☆ ☆☆ 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 2-22222号 ☆☆設計事務所 【ニ. 郵便番号】 〒810-0001 【ホ. 所在地】 福岡県福岡市中央区天神■■-※※ 【ヘ. 電話番号】 092-222-2222	
【3. 設計者】 (代表となる設計者) 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 222222号 【ロ. 氏名】 ☆☆ ☆☆ 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 2-22222号 ☆☆設計事務所 【ニ. 郵便番号】 〒810-0001 【ホ. 所在地】 福岡県福岡市中央区天神■■-※※ 【ヘ. 電話番号】 092-222-2222 【ト. 作成した設計図書】 設計図書全般(構造図・構造計算書除く)	
(その他の設計者) 【イ. 資格】 () 建築士 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】	省エネ適合性判定の図書の作成者がわかるように明記下さい。図面には設計者の記名が必要です。
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】	未申請の場合にも提出先とその所在地を市区町村レベルまで記載願います
【4. 確認の申請】 <input type="checkbox"/> 申請済 () <input checked="" type="checkbox"/> 未申請 (九州住宅保証株式会社 福岡県福岡市中央	
【5. 備考】 (仮称)〇〇ビル新築工事	備考欄へ物件名を記載願います

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

確認申請書第三面または
第四面と整合するように
作成ください

【建築物及びその敷地に関する事項】

【1. 地名地番】	福岡県福岡市中央区薬院●●-△△		
【2. 敷地面積】	16904.87	㎡	
【3. 建築面積】	1273.48	㎡	
【4. 延べ面積】	3672.53	㎡	
【5. 建築物の階数】	(地上) 3 階	(地下) 0 階	
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 複合建築物	住宅の用途を含む場合は 複合建築物を選択
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	鉄骨造 一部	造	
【9. 該当する地域の区分】	6 地域		
【10. 工事着手予定年月日】	令和2年	8 月 1 日	
【11. 工事完了予定年月日】	令和3年	3 月 20 日	
【12. 備考】			

3~8(6以外)は対象となる
「1棟」の確認申請上の
情報を記載してください。

(第四面)

【1. 付近見取図】

方位、道路、目標となる地物を明示してください。

建築計画概要書
第三面と整合するように
作成してください。

こちらに図示願います。

【2. 配置図】

縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

こちらに図示願います。

記入漏れにご注意ください (第五面)

建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い記入願います。対象となる棟の確認申請書 第四面の用途区分

【非住宅部分に関する事項】

【1. 非住宅部分の用途】 事務所(08470)

【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (3672.53 m²) (3549.92m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²)

改築部分 (m²)

高い開放部分の面積根拠が必要です。

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】

有 (竣工年月日 年 月)

無

平成28年4月1日時点で現に存する建築物に対し、増改築を行う場合。(竣工年月日を記載)

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI (0.77)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

モデル建物法は「ロ」の基準を選択

標準入力法は「イ」の基準を選択。基準/設計とも「その他エネルギー」を含む数値を記載願います

BEI = 設計値/基準値 (いずれもその他エネは除く)

【5. 備考】

既存がある場合の記載方法と記載例を掲載しています。

「大臣が認める方法及びその結果」の入力について

既存部分のBEIに、1.2や1.1※1又は過去の算定結果(図書※2に記載されたBEI)を活用する場合に以下の内容を記載願います。

- ・建物全体のBEI
- ・増改築部分に適用した計算方法(標準入力法orモデル建物法)
- ・既存部分のBEIと算定結果を活用した場合はその制度の名称

記入例

- ・建物全体BEI=0.87、増築部分の計算方法:モデル建物法、既存部分のBEI=0.90(省エネ適合性判定による)
- ・建物全体BEI=0.87、増築部分の計算方法:モデル建物法、既存部分のBEI=1.2)

※1 既存部分が平成28年(2016)4月1日以降に新築されたことを検査済証またはその写しで確認できた場合。

※2 ※1を満たした建築物の①～⑥のいずれかの提出図書又はそれらの写し

- ①省エネ適合性判定 : 建築物エネルギー消費性能確保計画の副本及び適合通知書
- ②届出 : 届出が受理されたことが判る書面等
- ③性能向上計画認定書 : 認定申請書の副本及び認定通知書
- ④認定表示 : 認定表示申請書の副本及び認定通知書
- ⑤低炭素建築物認定 : 認定申請書の副本又は認定通知書
- ⑥BELS : BELS評価書及び申請図書の副本

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸	
【2. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無	
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無	
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】	(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 ←標準的な計算方法 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 ←簡易計算法 (モデル住宅法又はフロア入力法) 場合。(竣工年月日を記載) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 ←仕様基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 ←4.で有を選択した場合 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 ←Webプログラム (住宅版) による計算 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) ←第1号: 共用部計算あり 第2号: 共用部計算なし 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 ←基準/設計とも「その他エネルギー」を含む数値を記載します BEI () ←BEI = 設計値/基準値 (いずれもその他エネは除く) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 ←簡易計算法 (モデル住宅法又はフロア入力法) 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) ←第1号: 共用部計算あり 第2号: 共用部計算なし BEI () <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 ←仕様基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
【6. 備考】	チェック項目の内容の説明を朱書きで掲載しています。	

複合建築物を選択した場合にのみ記入してください。

気候風土適応住宅の認定を受けている場合。(所管行政庁名を記載)

平成28年4月1日時点で現に存する建築物に対し、増改築を行う場合。(竣工年月日を記載)

チェック項目の内容の説明を朱書きで掲載しています。

5.住宅部分のエネルギー消費性能については、住宅部分の床面積(開放部分を除く)が300㎡未満であれば記入不要。

第六面、第七面、別紙は該当がない場合も添付が必要となります。

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 ←標準的な計算方法	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 ←簡易計算法 (モデル住宅法又はフロア入力法)	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 ←仕様基準	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 ←第六面4.で有を選択した場合	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 ←Webプログラム (住宅版) による計算	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年 ←基準/設計とも「その他エネルギー」を含む数値を記載します
BEI ()	←BEI = 設計値/基準値 (いずれもその他エネは除く)
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 ←簡易計算法 (モデル住宅法又はフロア入力法)	
BEI ()	
□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 ←仕様基準	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	

チェック項目の内容の説明を朱書きで掲載しています。

住宅部分の床面積が（開放部分を除く）が300m²未満であれば記入不要です。原則として各住戸毎の作成となりますが、一覧表を作成しても構いません。一覧表でご提出の際は九州住宅保証の担当者にご相談下さい。

第六面、第七面、別紙は該当がない場合も添付が必要となります。

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ()

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 (W/(m²・K))

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)
ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)
付属部材
ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()
 効率 ()
 【冷房】 冷房設備 ()
 効率 ()
 【換気】 換気設備 ()
 効率 ()
 【照明】 照明設備 ()
 【給湯】 給湯設備 ()
 効率 ()

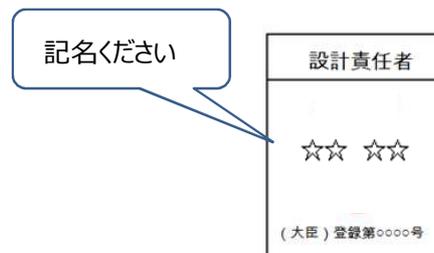
(別紙) は住戸のエネルギー消費性能の項目で仕様基準を選択している場合に、作成が必要となります。

第六面、第七面、別紙は該当がない場合も添付が必要となります。

2. 備考

(入力例)

モデル建物法入力支援ツール
計算書



※使用した計算方法（モデル建物法、標準入力法・主要室入力法）の何れかを一次エネルギー計算書の（正、副）冒頭に添付願います。